

日本大学薬学部教員資格審査基準

(趣 旨)

第1条 日本大学薬学部教員選考申合せ第13条第2項(第23条で準用する場合を含む)、第33条及び第42条の規定により、日本大学大学院薬学研究科(以下「本大学院」という)及び日本大学薬学部(以下本学部という)の教員の資格審査の基準を以下のとおり定める。

第2条 本大学院及び本学部の教員の資格審査は、日本大学教員資格審査規程、教員規程、助教規程、助手規程、日本大学特任教授に関する規程及び日本大学任期制教員規程に定めるところによるほか、この基準により行う。

(本大学院教員資格)

第3条 本大学院の教員となることのできる者は、博士の学位を有する者(日本における学位と同等以上と認められる外国の学位を有する者並びに公刊された著書、論文又は報告等によって、博士の学位を有する者と同等以上と認められる者を含む。以下同じ。)であって、学術論文を審査年度及び審査年度の前年までの5年間に5編以上(欧文であるものを3編以上含む。以下「大学院教員資格相当の論文発表実績」という)を発表している者で、かつ、その担当する専門分野について高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

(本学部教員資格)

第4条 本学部の教員となることのできる者は、第5条から第9条のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野について教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

(一般教育を担当する研究室を除く研究室に所属する教員の資格)

(薬剤師教育センター専任の教員の資格)

第8条 薬剤師教育センター専任の教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、現に本学部の教員である者については、第1号から第3号に定める学術論文のうち少なくとも1編は現職に就任以降に筆頭著者として公表したものを含むものとする。なお、薬剤師教育センター専任の助手は置かないものとする。

① 教授 薬剤師実務その他の薬剤師教育センターの業務について教授としての職務を果たすに足る医療機関、薬局その他の医療関連施設における実務経験及び実務実習の指導経験を有すると認められる者又は大学等において薬剤師実務その他の薬剤師教育センターの業務に関する教育経験を有し自己研鑽等により実務家教員としての能力を維持できていると認められる者であって、学術論文を20編以上発表している者

※ 医療機関、薬局その他の医療関連施設における実務経験及び実務実習の指導経験を有すると認められる方の学術論文の算定方法については事前にお問い合わせください。